

8 学校適正化の実施手順

市内小中学校の適正化は、将来を担う子どもたちの教育環境を第一に考える必要があるとともに、適正化の対象となる小中学校の保護者等に対して、市教育委員会から市内児童生徒数の現状や将来推計、学校適正化の必要性、具体的な方策等について丁寧な説明を行います。

一方、市内の小中学校は、地域における文化・スポーツの活動拠点や防災拠点としての役割も担っています。特に、震災以降は、地域コミュニティなどの醸成に非常に期待されているところです。

このため、本市の学校適正化については、保護者や地域住民の皆様、特に次世代を担う皆様に対して十分な説明を行うとともに、これらの方々の合意に基づき進めるものとします。

(1) 学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）

①学校適正化に関する地区懇談会

保護者や地域住民の皆様が、市内小中学校の適正化について、幅広く意見交換を行い、学校の現状や課題等について情報の共有を図るため、学校適正化に関する懇談会を開催します。

この懇談会は、統合モデルで適正化の対象ごとに、その地区の保護者や地域住民の方を対象に開催します。

②学校適正化検討協議会（仮称）

懇談会で、適正化に向けた検討を行うことについて、一定の理解が得られた場合は、地域として学校適正化を協議していただくため、統合モデルごとに学校適正化検討協議会（仮称）を設立していただきます。

学校適正化検討協議会（仮称）には、保護者や地域住民の代表の方など関係団体等が選出した方に参加していただき、学校適正化の必要性や学校統合に関する基本的事項について協議し、地域の考え方を示していただきます。

学校適正化検討協議会（仮称）を開催する場合は、市教育委員会が必要に応じて説明会等を開催し、懇談会での意見や学校適正化検討協議会（仮称）の役割等について、保護者や地域住民に対して説明します。

③協議結果の提出

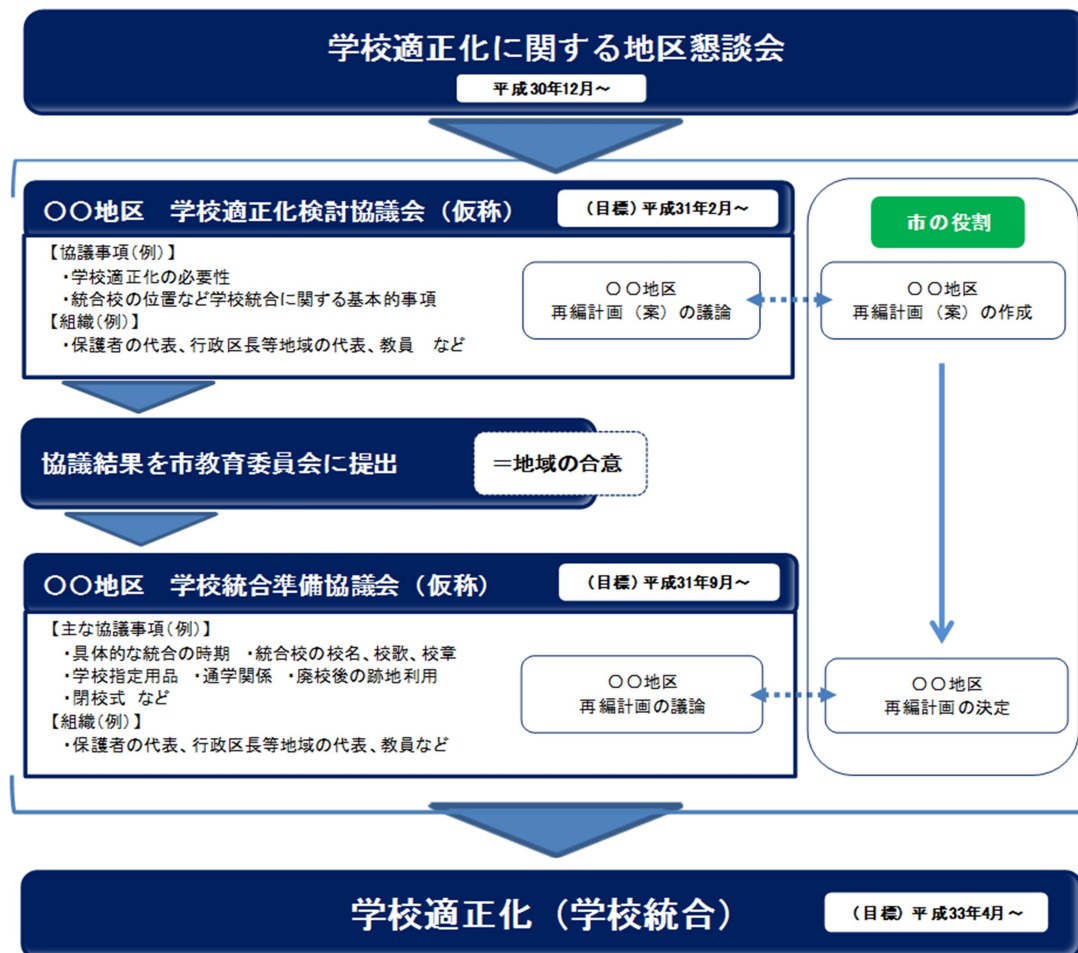
学校適正化検討協議会（仮称）での協議結果は、「要望書」や「意見書」など書面にて、市教育委員会に提出していただきます。

この協議結果で、学校統合の方向性が示された場合は、学校統合に対する保護者や地域住民の皆様の合意が得られたものとします。

④学校統合準備協議会（仮称）

学校統合について、合意が得られた場合には、保護者や地域住民の代表の方など、関係団体等から選出された方に参加していただき、学校統合準備協議会（仮称）を設立し、学校統合に向けた具体的な内容を協議していただきます。

【基本的な学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）】



(2) 地域の状況に応じた学校適正化の実施手順（合意形成の流れ）

学校適正化においては、2校が1校に統合する場合もあれば、4校が1校に統合する場合もあるなど、学校適正化の規模や内容は様々です。

このため、学校適正化の実施手順については、学校適正化の規模や内容など、地域の状況に応じて柔軟に進めていくことが適切であり、前述（1）の実施手順を基本としつつ、地域の状況に応じた実施手順により進めることも可能とします。

なお、この場合においても、地域としての考え方については、「要望書」や「意見書」などの書面にて、市教育委員会に提出することになります。